

財務省告示第百九十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十九年五月二十五日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

平成十九年五月二十四日

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第二〇八 十五回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成 十九年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関す る法律（平成十九年法律第二十 五号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 のうち、財政法第四条第一項の規 定に基づき発行する利付国債に ついては、額面金額で九億九千 百五十万円、平成十九年度に おける財政運営のための公債の 発行の特例等に関する法律第二 条第一項の規定に基づき発行す る利付国債に ついては、額面金 額で百億八百四十五万円	

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集の価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

百十億九千三百五十万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十九年五月二十五日

額面金額百円につき百円八十五

年一・七パーセント
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に「日本郵政公社」の文字を加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率

を乗じた金額を控除すること
 ができる。
 平成十九年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。）

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.7}{2} \times 1$$

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五		十 四				
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子	第 二 期 以			
平 成 十 九 年 五 月 二 十 五 日	平 成 十 九 年 五 月 二 十 一 日 か ら 平 成 十 九 年 五 月 二 十 五 日	日 本 銀 行	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 日	利 子 を 支 払 う。	て、その日以前六月間に属する を、支払期とし、各支払期におい て、その日及び九月二十日 毎、毎年三月二十日及び九月二十日 の支払期とし、各支払期におい			